

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一

告示

○指定納付受託者の指定内容の変更……………（デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課）…一

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…二

規則（教）

○東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（四

規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「二万一千円」を「二万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「三万三千円」に改め、同項第四号中「専門課程」の下に「若しくは専攻科」を加える。

第五条の二第二項中「八千円」を「一万三千円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第二号から第四号まで及び第五条の二第二項の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る奨学援助金及び就労保育援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援助金及び就労保育援助金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則第五条第二項第二号及び第三号並びに第五条の二第二項の規定に基づいて支払われた奨学援助金及び就労保育援助金のうち、令和八年四月一日以後の期間に係る奨学援助金及び就労保育援助金は、改正後の規則第五条第二項第二号及び第三号並びに第五条の二第二項の規定による奨学援助金及び就労保育援助金の内払とみなす。

告示

●東京都告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社トラスバンク

東京都港区北青山二丁目十四番四号

二 変更の内容

指定納付受託者の所在地

三 変更日

令和八年七月二十一日

●東京都告示第百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区戸山一丁目四十三番百九十六 令和八年六月十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百三十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があつたので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

池袋駅西口地区市街地再開発準備組合

理事長 須藤 和由

豊島区西池袋一丁目十八番二号

東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

墨田区押上一丁目一番二号

二 対象事業の名称及び種類

池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

本事業は、豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内に位置する敷地面積約三万三千四百三十平方メートルに、業務施設、商業施設、宿泊施設、住宅、駅施設、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和八年七月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 豊島区環境清掃部環境保全課

豊島区南池袋二丁目四十五番一号 六階二番

イ 板橋区資源環境部環境政策課

板橋区板橋二丁目六十六番一号 北館七階十二番

ウ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）	
・環境に及ぼす影響の評価の結論	
対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。	
表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論	
項目	評価の結論
1. 大気汚染	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素について、B街区、C街区及びD街区工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.073ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は71.6%である。 A街区及びB街区の一部工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.083ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は76.0%である。 また、浮遊粒子状物質について、B街区、C街区及びD街区工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.054mg/㎡であり、環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は32.3%である。 A街区及びB街区の一部工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.054mg/㎡であり、環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は37.4%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満～1.0%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.033mg/㎡であり、環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 《工事の完了後》 【関連車両の走行に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満～0.3%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.033mg/㎡であり、環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 【地下駐車場の供用に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.036ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は5.0%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.035mg/㎡であり、環境基準値(0.10mg/㎡以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.2%である。 【熱源施設の稼働に伴う発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は2.1%である。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音】 B街区、C街区及びA街区の一部の解体工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事工後26ヶ月目でB街区敷地境界南側付近において最大84dB、B街区、C街区及びD街区の建設作業の騒音レベルは工事工後49、50ヶ月目でB街区敷地境界北側付近において最大78dBであり、報告基準値(85dB及び80dB)を下回る。また、A街区及びB街区の一部の解体工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事工後119、120ヶ月目でA街区敷地境界北側付近において最大82dB、建設工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事工後128ヶ月目でA街区敷地境界北側付近において最大80dBであり、報告基準値(85dB及び80dB)以下となる。 また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業騒音の低減に努める。 【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動】 B街区、C街区及びA街区の一部の解体工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事工後26ヶ月目でB街区敷地境界南側付近において最大69dB、B街区、C街区及びD街区の建設工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事工後49、50ヶ月目でC街区敷地境界西側付近において最大68dBであり、報告基準値(75dB及び70dB)を下回る。また、A街区及びB街区の一部の解体工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事工後119、120ヶ月目でA街区敷地境界北側付近において最大71dB、建設工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事工後128ヶ月目でA街区敷地境界北側付近において最大70dBであり、報告基準値(75dB及び70dB)以下となる。 また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業振動の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間63～68dBであり、全ての地点で環境基準を満足している。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1未満～2dBである。 また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通騒音の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、昼間46～53dB、夜間44～46dBであり、全ての地点で規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は1未満～2dB、夜間は1未満～1dBである。 また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通振動の低減に努める。 《工事の完了後》 冬至日において、計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、概ね計画地の北側に生じているが、計画地及びその周辺は商業地域に指定されていることから、日影規制対象区域外となっている。そのため、計画建築物の存在により日影規制を超える日影は生じていない。 計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画地北西側に交通広場を整備するとともに、計画建築物B棟を計画地南東側に、C棟を計画地南西側に配置することとした。これにより、計画建築物A棟、B棟及びC棟の間隔を開け、壁面長さを抑えた計画とした。また、冬至日において、4時間以上の日影が生じる範囲及び2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考ええる。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考ええる。
3. 日影	

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
項目	
4. 電波障害	《工事の完了後》 計画建築物により、計画地西北西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が、計画地北西方向において、反射障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブල්テレビの活用等の適切なテレビ電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考える。
5. 風環境	《工事の完了後》 計画建築物の存在（建設後（対策前））において、計画地内に領域C（中高層市街地相当の風環境）が1地点出現することが、防風対策を実施することにより、計画地及びその周辺は、全ての地点で領域A（住宅地相当の風環境）及び領域B（低中層市街地相当の風環境）の風環境になると予測する。 以上のことから、計画地及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考える。
6. 景観	《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 事業の実施により、現状の事務所建築物及び専用商業施設を主体とした中高層建築物が多く立地する都市景観に大きな変化はないが、池袋駅に隣接した高層建築物として計画建築物が出現することで、計画建築物が池袋駅周辺における新たな景観要素として認識されるものと考える。 計画地及びその周辺の低中層の住宅、事務所建築物等を中心とした市街地景観を呈する地域では、高層建築物の出現により、都市景観と市街地景観が一体となった新たな景観が形成される。 以上のことから、池袋駅西口周辺の景観形成方針、及び景観形成基準との整合が図られるものと考える。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域及び中景域においては、主に計画建築物が視野に占める割合は比較的大きく、池袋駅西口の新たな顔として、より都市的な眺望が形成されるものと考える。 遠景域においては、周辺の建築物と連続したスカイラインが形成されるとともに、市街地景観と都市景観が融合した眺望が形成されるものと考える。 以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、池袋駅西口の新たな顔として、より都市的な眺望が形成され、「豊島区景観計画」に定める「池袋駅西口周辺景観形成特別地区」の景観形成方針、及び景観形成基準との整合が図られるものと考える。 【圧迫感の変化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現状と比較して最大32.6ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離を確保する計画とする。また、複数の広場状空間とそれをつなぐ歩行者空間の整備により駅や公園・広場、東京芸術劇場等を意識した視線の抜けが創出されとともに、建物低層部では壁の分断化をはかることで、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考え

規 則（教）

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の

公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規

則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「二万一千円」を「二万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「三万三千円」に改め、同項第四号中「専門課程」の下に「若しくは専攻科」を加える。

第五条の二第二項中「八千円」を「一万三千円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第二号から第四号まで及び第五条の二第二項の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る奨学援助金及び就労保育援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援

護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則第五条第二項第二号及び第三号並びに第五条の二第二項の規定に基づいて支払われた奨学援護金及び就労保育援護金のうち、令和八年四月一日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金は、改正後の規則第五条第二項第二号及び第三号並びに第五条の二第二項の規定による奨学援護金及び就労保育援護金の内払とみなす。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

